

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月30日
【会社名】	京阪電気鉄道株式会社
【英訳名】	Keihan Electric Railway Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 好文
【本店の所在の場所】	大阪府枚方市岡東町173番地の1 大阪市中央区大手前1丁目7番31号（本社事務所）
【電話番号】	06（6944）2529
【事務連絡者氏名】	経営統括室 経営戦略担当部長 吉村 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町1丁目10番1号 有楽町ビル内
【電話番号】	03（3213）4631
【事務連絡者氏名】	経営統括室 総務部 東京事務所長 依田 武
【縦覧に供する場所】	京阪電気鉄道株式会社 本社事務所 （大阪市中央区大手前1丁目7番31号）  株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

当社（平成28年4月1日付で「京阪ホールディングス株式会社」に商号変更予定。）は、平成27年4月30日開催の取締役会において、平成28年4月1日を効力発生日として持株会社体制に移行するため、当社の鉄軌道事業、遊園地業を当社の子会社である京阪電気鉄道分割準備株式会社（以下「鉄道準備会社」といいます。）に、不動産販売事業を京阪電鉄不動産株式会社（以下「京阪電鉄不動産」といいます。）に、それぞれ会社分割により承継させることを決議し同日各承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました（以下、当該会社分割を「本件分割」といいます。）ため、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 本件分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	京阪電気鉄道分割準備株式会社
本店の所在地	大阪府枚方市岡東町173番地の1
代表者の氏名	代表取締役 堀野 和久
資本金の額	10百万円（平成27年4月1日現在）
純資産の額	10百万円（平成27年4月1日現在）
総資産の額	10百万円（平成27年4月1日現在）
事業の内容	鉄軌道事業 （なお本件分割前は事業をおこなっておりません。）

商号	京阪電鉄不動産株式会社
本店の所在地	大阪市中央区大手前1丁目7番31号
代表者の氏名	代表取締役社長 三浦 達也
資本金の額	3,394百万円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	14,667百万円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	70,314百万円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	不動産業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

	京阪電鉄不動産		
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
営業収益	29,607百万円	35,216百万円	38,504百万円
営業利益	2,991百万円	4,467百万円	4,214百万円
経常利益	2,523百万円	4,012百万円	3,696百万円
当期純利益	1,617百万円	2,384百万円	1,617百万円

(注)鉄道準備会社は、設立後最初の決算期を迎えていないため、確定した事業年度はありません。

大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

	鉄道準備会社
大株主の名称	京阪電気鉄道株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

	京阪電鉄不動産
大株主の名称	京阪電気鉄道株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

	鉄道準備会社
資本関係	承継会社は当社の100%出資の子会社であります。
人的関係	当社の役員および従業員が承継会社の役員を兼務しております。
取引関係	承継会社は事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

	京阪電鉄不動産
資本関係	承継会社は当社の100%出資の子会社であります。
人的関係	当社の役員および従業員が承継会社の役員を兼務しております。
取引関係	不動産業務の一部を委託しております。

(2) 本件分割の目的

当社グループは、平成18年11月に京阪グループ経営ビジョン「“選ばれる京阪”への挑戦」を公表し、平成22年を目途に持株会社体制へ移行する方針を定めましたが、平成20年秋に生じた米国の金融危機（リーマン・ショック）を契機とする世界規模の景気悪化の影響などにより、平成22年4月に持株会社体制への移行を一旦見送ることを決定いたしました。

その後、平成24年度に開始した中期経営計画に基づき、徹底的な効率化に取り組み強靱な経営基盤の構築を積極的に推進いたしました結果、現在、各事業の収支は改善し、自律的な成長戦略を描く地盤が整いつつあります。

一方で、人口減少、消費者の価値観の変化、訪日外国人旅行者の急増など、当社グループを取り巻く社会・経済環境は歴史的転換期にあります。こうした状況のもと、創業100年を経た当社グループが次の100年に向けた「第2の創業ステージ」に立ち、次世代に必要とされる新しい価値を創造していくためには、各事業の自立化により、一層の体質強化と意識改革を図りグループ各事業に適合した経営スタイルを確立するとともに、持株会社がリーダーシップを発揮することで、グループCRE（グループ保有不動産の最有効活用）をはじめとしたグループ経営資源の戦略的有効活用を推進し、グループ横断的な戦略を積極的に講じていく必要があります。そして、持株会社体制へ移行することによって、各事業の更なる競争力強化、当社グループ事業の拡大、異業種との提携やM&Aなども活用した新たな事業の創出、および沿線エリアの中長期的視点での価値向上といった課題に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。

(3) 本件分割の方法、本件分割に係る割当ての内容およびその他の本件分割契約の内容

本件分割の方法

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である鉄道準備会社、京阪電鉄不動産を承継会社とする分社型吸収分割です。

本件分割に係る割当ての内容

本件分割における承継会社のうち、鉄道準備会社はその株式200株を、京阪電鉄不動産はその株式200株を、それぞれ当社に対し割当交付いたします。

その他の本件分割契約の内容

株主総会基準日

(当社)

平成27年3月31日(火)

分割決議取締役会

(当社、鉄道準備会社)

平成27年4月30日(木)

(京阪電鉄不動産)

平成27年4月24日(金)

分割契約締結

(当社、鉄道準備会社、京阪電鉄不動産)

平成27年4月30日(木)

分割承認株主総会

(当社、鉄道準備会社)

平成27年6月17日(水)(予定)

(京阪電鉄不動産)

平成27年6月16日(火)(予定)

分割効力発生日

(当社、鉄道準備会社、京阪電鉄不動産)

平成28年4月1日(金)(予定)

なお、京阪電鉄不動産を承継会社とする吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づき、当社株主総会の承認を得ずにおこなう予定です。

(4) 本件分割に係る割当ての内容の算出根拠

当社の完全子会社を承継会社とした吸収分割であることから、第三者機関による算定は実施しておりません。

(5) 本件分割後の承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容(平成28年4月1日(予定))

商号	京阪電気鉄道株式会社 (平成28年4月1日付で「京阪電気鉄道分割準備株式会社」から商号変更予定)
本店の所在地	大阪府枚方市岡東町173番地の1
代表者の氏名	代表取締役 堀野 和久(平成27年4月30日現在)
資本金の額	100百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	鉄軌道事業、遊園地業

商号	京阪電鉄不動産株式会社
本店の所在地	大阪府中央区大手前1丁目7番31号
代表者の氏名	代表取締役社長 三浦 達也(平成27年4月30日現在)
資本金の額	3,394百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	不動産業

## 吸収分割契約書

京阪電気鉄道株式会社（以下「甲」という。）と京阪電気鉄道分割準備株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の鉄軌道事業および遊園地業（以下あわせて「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（商号および住所）

第1条 吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は、次のとおりである。

吸収分割会社（甲） 商号：京阪電気鉄道株式会社（平成28年4月1日付で「京阪ホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：大阪府枚方市岡東町173番地の1

吸収分割承継会社（乙） 商号：京阪電気鉄道分割準備株式会社（平成28年4月1日付で「京阪電気鉄道株式会社」に商号変更予定）

住所：大阪府枚方市岡東町173番地の1

（承継する権利義務等）

第2条 甲は、本件分割により、第5条に定める効力発生日をもって、別紙「承継権利義務明細表」に定める権利義務を乙に引き継ぎ、乙はこれを承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

（本件分割に際して交付する株式の数）

第3条 乙は、本件分割に際し、前条の定めに基づき承継する権利義務の対価として、普通株式200株を甲に交付する。

（乙の資本金および準備金の額に関する事項）

第4条 本件分割により、乙において増加する資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金：本件分割により資本金の額を金9千万円増加させ、金1億円とする。

(2) 資本準備金：本件分割により資本準備金の額を金1億円増加させ、金1億円とする。

(3) 利益準備金：本件分割により利益準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第5条 本件分割の効力発生日は、平成28年4月1日とする。ただし、手続きの進行などにより必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（吸収分割承認総会）

第6条 甲および乙は、平成27年6月末日までにそれぞれ株主総会を招集し、本契約の承認を得るものとする。

（競業禁止義務）

第7条 甲は、本件分割後も、乙が承継する本件事業について競業禁止義務を負わないものとする。

（善管注意義務）

第8条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理をするものとし、本契約に重大な影響を及ぼす行為をおこなおうとする場合には、あらかじめ協議のうえこれを実行するものとする。

（吸収分割条件の変更および本契約の解除）

第9条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により、本件事業または本件事業に関する権利義務のいずれかに重大な変動が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更し、または本契約を解除することができる。

(契約の効力)

第10条 本契約は、甲および乙の吸収分割承認総会の承認または関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、本契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

平成27年4月30日

甲 大阪府枚方市岡東町173番地の1  
京阪電気鉄道株式会社  
代表取締役 加藤 好文

乙 大阪府枚方市岡東町173番地の1  
京阪電気鉄道分割準備株式会社  
代表取締役 堀野 和久

(別紙)

## 承継権利義務明細表

甲は、本件分割の効力発生日において甲に属する本件事業にかかる以下の権利義務を乙に引き継ぎ、乙はこれを承継する。

### 1. 資産

#### (1) 流動資産

本件事業に関する現金及び預金、未収運賃、未収金、未収収益、有価証券、商品、貯蔵品、前払費用、繰延税金資産、その他の流動資産など本件事業に関する流動資産の一切。

#### (2) 固定資産

本件事業に関する固定資産、建設仮勘定、投資その他の資産など本件事業に関する固定資産の一切。ただし、駅ビルなど鉄道施設と賃貸事業施設で共用している土地および遊園地業にかかる土地ならびに甲の乙に対する貸付金を除く。

### 2. 負債

#### (1) 流動負債

本件事業に関する短期借入金、リース債務、未払金、未払費用、預り連絡運賃、預り金、前受運賃、前受金、前受収益、賞与引当金、その他の流動負債など本件事業に関する流動負債の一切。ただし、1年以内償還社債を除く。

#### (2) 固定負債

本件事業に関するリース債務、長期未払金、繰延税金負債、再評価に係る繰延税金負債、退職給付引当金、資産除去債務、長期預り敷金保証金、その他の固定負債など本件事業に関する固定負債の一切。ただし、社債を除く。

### 3. 雇用契約

本件分割の効力発生日において甲に在籍するすべての従業員との雇用契約の一切。ただし、甲乙間で協議決定した一部の従業員を除く。

### 4. その他の権利義務

(1) 本件分割の効力発生日において、本件事業に関し甲が締結している一切の契約上の地位およびこれに基づき発生した一切の権利義務。

(2) 本件事業に関する甲の許可、認可、承認、登録および届出などのうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

(3) 前2号に定めるもののほか、本件事業に関し甲に発生した一切の権利義務。

## 吸収分割契約書

京阪電気鉄道株式会社（以下「甲」という。）と京阪電鉄不動産株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の不動産販売事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（商号および住所）

第1条 吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は、次のとおりである。

吸収分割会社（甲） 商号：京阪電気鉄道株式会社（平成28年4月1日付で「京阪ホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：大阪府枚方市岡東町173番地の1

吸収分割承継会社（乙） 商号：京阪電鉄不動産株式会社

住所：大阪市中央区大手前1丁目7番31号

（承継する権利義務等）

第2条 甲は、本件分割により、第5条に定める効力発生日をもって、別紙「承継権利義務明細表」に定める権利義務を乙に引き継ぎ、乙はこれを承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

（本件分割に際して交付する株式の数）

第3条 乙は本件分割に際し、前条の定めに基づき承継する権利義務の対価として、普通株式200株を甲に交付する。

（乙の資本金および準備金の額に関する事項）

第4条 本件分割により、乙の資本金、資本準備金、利益準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第5条 本件分割の効力発生日は、平成28年4月1日とする。ただし、手続きの進行等により必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（吸収分割承認総会）

第6条 乙は、平成27年6月末日までに株主総会を招集し、本契約の承認を得るものとする。

（競業禁止義務）

第7条 甲は、本件分割後も、乙が承継する本件事業について競業禁止義務を負わないものとする。

（善管注意義務）

第8条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理をするものとし、本契約に重大な影響を及ぼす行為をおこなおうとする場合には、あらかじめ協議のうえこれを実行するものとする。

（吸収分割条件の変更および本契約の解除）

第9条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により、本件事業または本件事業に関する権利義務のいずれかに重大な変動が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更し、または本契約を解除することができる。

（契約の効力）

第10条 本契約は、乙の吸収分割承認総会の承認または関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。



(協議事項)

第11条 本契約に定める事項の他、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、本契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

平成27年4月30日

甲 大阪府枚方市岡東町173番地の1  
京阪電気鉄道株式会社  
代表取締役 加藤 好文

乙 大阪府中央区大手前1丁目7番31号  
京阪電鉄不動産株式会社  
代表取締役 三浦 達也

(別紙)

### 承継権利義務明細表

甲は、本件分割の効力発生日において甲に属する本件事業にかかる以下の権利義務を乙に引き継ぎ、乙はこれを承継する。

#### 1. 資産

##### (1) 流動資産

本件事業に関する現金及び預金、未収金、未収収益、有価証券、販売土地及び建物、貯蔵品、前払費用、繰延税金資産、その他の流動資産など本件事業に関する流動資産の一切。

##### (2) 固定資産

本件事業に関する固定資産、建設仮勘定、投資その他の資産など本件事業に関する固定資産の一切。ただし、甲の乙に対する貸付金を除く。

##### (3) その他

甲乙が協議決定した資産の一切。

#### 2. 負債

##### (1) 流動負債

本件事業に関する短期借入金、リース債務、未払金、未払費用、預り金、前受金、前受収益、その他の流動負債など本件事業に関する流動負債の一切。ただし、1年以内償還社債を除く。

##### (2) 固定負債

本件事業に関するリース債務、長期未払金、繰延税金負債、再評価に係る繰延税金負債、資産除去債務、長期預り敷金保証金、その他の固定負債など本件事業に関する固定負債の一切。ただし、社債を除く。

##### (3) その他

甲乙が協議決定した負債の一切。

#### 3. その他の権利義務

(1) 本件分割の効力発生日において、本件事業に関し甲が締結している一切の契約上の地位およびこれに基づき発生した一切の権利義務。ただし、雇用契約を除く。

(2) 本件事業に関する甲の許可、認可、承認、登録および届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

(3) 前2号に定めるもののほか、本件事業に関し甲に発生した一切の権利義務。

(以上)